継続教育(CPD)について

電設協では、本年度の事業計画に「電気技術者の継続教育に関する検討」を掲げ、電設業界としてのCPDへの関与のあり方の検討を進めており、その一環として、リーフレット「CPDの取り組み」を作成しました。

電設協が提供する「講習会メニュー」に基づく講習会をCPD学習プログラムとして個別に 既存のCPD運営団体に申請し、認定されれば、当該団体のCPD認定講習会として実施する ことができます。

リーフレット「<u>CPDの取り組み</u>」では、CPDの経緯、CPD制度の活用事例等を紹介しています。

「講習会メニュー」に基づく講習会をCPD認定講習会としてご活用ください。

C P D の動向

CPDは、専門技術を必要とする技術者の能力維持・資質向上のための継続した教育活動として位置付けられています。

建築関係技術者に対する CPDについては、2001年頃から各団体で自主的に進められてきましたが、2009年の「建築士法」改正により、建築士会・建築士会連合会に、建築士に対して建築技術に関する研修の実施が義務付けられるなど、CPD制度の充実が図られてきています。

また、最近、各地域の公共発注機関では、工事入札の総合評価方式において、一定の基準の下にCPDを加点として評価する工事が増えてきています。

このような中、複数の電設協の団体会員において、『本会が提供する「講習会メニュー」に基づく講習会が、既存のCPD運営団体の「CPD学習プログラム」として認定される仕組み』を活用して、技術系講習会等を開催する取り組みが進められています。

CPDの取り組み

(Continuing Professional Development)





I. CPDとは

- C (Continuing = 継続的な)
- P (Professional = 専門職業上の)
- D (Development = 能力開発)



技術者にとって、専門分野における最新の技術や知識を習得し、常に自己の技術力の向上を図ることは、職務を遂行して行く上で、必要不可欠とされています。

CPDとは、技術者の資格取得後の専門技術に関する能力の維持・拡充や資質の向上を図ることを目的とした、資格者団体等による継続的な教育を意味します。

II. CPDによる人材育成

CPDは、専門技術を必要とする技術者の能力維持・資質向上のための継続した教育活動として位置付けられており、消費者保護やユーザーに対する的確なサービスの提供を確保する観点から、欧米の建築家やエンジニアの資格者団体で導入されています。

日本では、2001年頃から建築関係技術者に対するCPDの取組が各団体において自主的に進められてきましたが、2009年1月の建築士法の改正により、建築士会及び建築士会連合会に、建築士に対する建築技術に関する研修の実施が義務付けられるなど、CPD制度の充実が図られてきています。(建築士法第22条の4)

CPD学習プログラムを受講した技術者は、受講後にCPD運営団体へ申請することにより単位の取得が可能となり、技術の維持・向上に加え、自身の学習記録の証明として個人の財産になります。

また、最近、各地域の公共発注機関では、工事入札の総合評価方式において、一定の基準の下にCPDを加算点として評価する工事が増えてきています。

技術者の能力維持・資質向上は、技術力の向上による企業の生産性の向上や公共工事の受注機会の拡大を通じて経営の安定にも寄与するものであり、技術者個人のみならず会員企業にとっても、CPDによる人材育成に積極的に取り組むことが期待されます。



Ⅲ. 電設協の対応

〇 電気技術者の継続教育(CPD)に関する検討 ~ 平成24年度事業計画(抜粋) ~ 『高品質な電気設備を提供するため、電気技術者の資格取得後の能力維持・資質向上を図ることを目的とした「継続教育」に関する電設業界としての関与のあり方について、関連団体との連携を含め、中長期的視野から検討を進める。

本年度は、支部・都道府県協会が「講習会メニュー」に基づき開催する講習会が、既存の CPD運営団体の「CPD学習プログラム」として認定される仕組みの活用等を通じて、会員 のCPD制度の取り組みを支援する。』

Ⅳ. CPD活用事例

(1) CPD制度を採り入れている代表的な団体(CPD実績証明書を発行する運営団体)

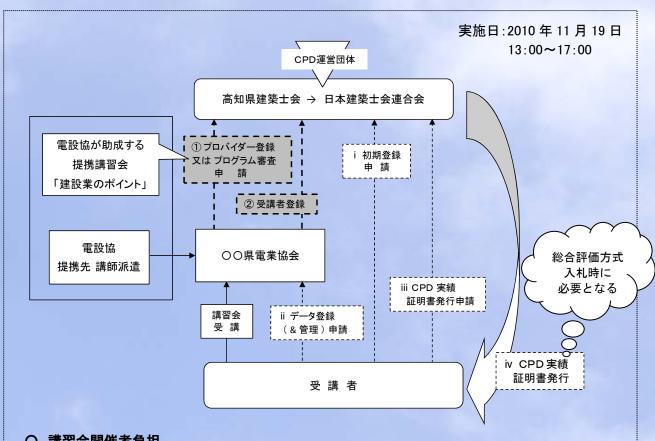
運営団体名	区分/評価する発注機関	目標単位数
① (公社)日本建築士会連合会 ~ 運営:都道府県の建築士会ごと ~	建築士会CPD ^{※1} /33 県+22 市+3 町 +国交省 (本省·開発局·4地方整備局)	年間 12 単位以上
② (一社)全国土木施工管理技士会連合会 ~ 運営:技士会連合会 CPDS 企画運営室 ~ 上記連合会は、CPDS(継続学習制度(System)と表記	土木施工管理技士CPDS ^{※2} /39 県+37 市+国交省 10	1 年間で 20 ユニット
③ 建築設備士関係団体CPD協議会	建築設備士CPD /発注機関からの評価は設計を 対象	5 年間で 250 単位以上

- ※1: 資格: 建築士等 ~ 建築士だけでなく全ての建築技術者に建築士会CPD制度を提供 ~ → 建築士: 一級・二級・木造・構造・設備のほかに、施工管理技士: 各種
- ※2: 資格: 施工管理(電気工事も対象となる)等に関する技術力及び資質の向上に資する講習会ごとに CPD制度の活用が可能
- (注) ①と②が運営するCPD制度は、その利用が外部団体にも開放されている

(2) 電設協の団体会員におけるCPD制度の活用事例

①「日本建築士会連合会」のCPD制度の活用事例

高知県設備協会では、高知県建築士会((24)日本建築士会連合会)にスポットでプログラムの認 定登録を実施し、講習会の受講者に対して「実績証明書」が発行されるCPD講習会(電設協が助 成する経営者層研修:「建設業のポイント」)を開催している。(四国支部より)



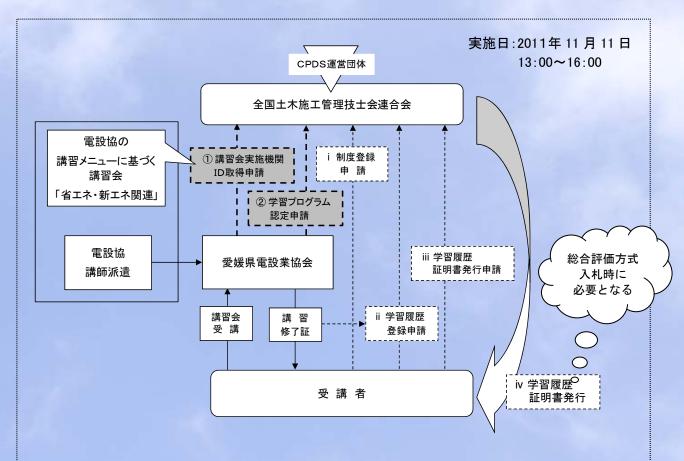
- 〇 講習会開催者負担
- ① プロバイダ—登録費:年間 50,000 円 / 1プログラムごと申請は 5,000 円
- ② 受講者登録費は①の費用に含まれる
- 〇 受講者側負担
- i 初期登録費 2,000 円 → データベースへの受講者名の登録料

(CPDカード発行1発行1,500 円 ··· カードがあれば受講時受講者名簿に名前の記載が不要)

- ii データ登録・管理費 3,000 円/年 → 受講記録の登録とデータベース管理費
- iii CPD実績証明書発行費 1,000 円/1 通
- * 詳細情報は、日本建築士会連合会HP → http://www.kenchikushikai.or.jp/
- 〇「建築CPD情報提供制度」により、建築設備士関係団体CPD協議会等が参加する建築CPD運 営会議(建築技術教育普及センター)とのプログラムの相互認証あり(同会議は、学識経験者、国 土交通省のほか、11団体等により運営されている)

②「全国土木施工管理士会連合会」のCPD(S)制度の活用事例

愛媛県電設業協会では、(一社)全国土木施工管理士連合会にスポットでプログラムの認定登録を 実施し、講習会の受講者に対して「実績証明書」(学習履歴証明書)が発行されるCPD(S)講習会(電 設協が助成する技術系講習:「省エネルギー・新エネルギー関連」)を開催している。(四国支部より)



- 〇 講習会開催者負担
- ① 講習会実施機関ID取得申請料 5,000 円(3年間有効)
- ② 学習プログラム認定申請料 5,000 円(1講習会ごと)
- 〇 受講者側負担
- i 制度登録申請料(個人加入者ID取得料):3,000 円/1名 → データベースへの個人の登録料 登録後カードが発行される(2年間利用がないと失効、1利用があると5年間有効となる)
- ii 学習履歴登録申請料(学習履歴申請料):500 円/1講習会 → 当該講習会を受講したことのデータ ベースへの登録料
- iii 学習履歴証明書発行申請料(学習履歴証明書申請料):1,500 円/1発行
- * 詳細情報は、全国土木施工管理士連合会 → http://www.ejcm.or.jp/

◆《参考-1》 CPDの国際化

(1) 技術士におけるCPD

技術者資格の国際間の相互承認を図る流れに対応するため、2000 年に技術士法が 改正され、「技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、 その他その資質の向上を図るよう努めなければならない」こととされています。(技術士 法第47条の2)。

(2) APEC エンジニア

APEC(アジア・太平洋経済協力)エンジニア相互承認プロジェクトは、APEC 加盟国間で技術資格に関する相互承認に基づく有資格技術者の流動化を促進することを目的としており、1996 年 1 月の APEC 人材養成作業部会で APEC 域内のエンジニアの相互認証プログラム開始が決定され、1998 年 6 月には APEC エンジニアの 5 つの要件と相互承認協定の枠組みが承認されました。

○ APEC エンジニアの 5 要件

- (1) 認定もしくは承認されたエンジニアリング課程を終了していること
- (2) 自己の判断による業務実施能力を有すること
- (3) 7年以上の実務経験を有すること
- (4) 重要な業務の責任ある役割を2年以上遂行した経験があること
- (5) 継続的に能力開発に努めていること

APEC エンジニア登録制度は、APEC エンジニア相互承認 プロジェクトに基づき、APEC 域内に共通の称号「APEC エン ジニア」を与えることにより、優秀な技術者が国境を越えて 自由に活動できるようにするための制度です。



【国土交通省·文部科学省 HP 抜粋】

◆《参考-2》 利用可能なCPD制度を運営する団体の費用の概算

CPD運 営 団 体 名	負担	費用項目	費用(手数料)
	講習会開催者	① プロバイダ—登録費 (プログラム複数申請)	50,000 円/1年*1
(公社)日本建築士会連合会	開会者	①´プログラム審査費 (1プログラムごと申請)	5, 000 円/1件
〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 建築会館5階		i 初期登録費	1,000~2,000 円
TEL 03-3456-2061	講習へ	ii CPDカード発行費	1,500 円/1発行
http://www.kenchikushikai.or.jp/ ・窓口は各都道府県の協会となります	会 受 講 者 講習会開催者 講 習 信 協一会) (協一会) (日	iii データ登録・管理費	2,5000 円 ~3,000/年
窓口により費用が異なります		iv CPC実績証明書発行費	1,000 円/1通
		v 建築CPD情報 提供制度利用費*2	500 円/年
		① 講習会実施機関ID 取得申請料	5,000 円/3年
(一社)全国土木施工管理技士会連合会 〒102-0074		② 講習会実施機関 プログラム申請料	5,000 円/1件
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-30 アルス市ヶ谷3階 TEL 03-3262-7438		i 個人加入者ID 取得申請料 (制度登録申請料)	3,000 円/1名
http://www.ejcm.or.jp/	会個人講	ii 学習履歴申請料	500 円/1件
	者	iii 学習履歴証明書発行 申請料	1,500 円/1件*3

- *1:プログラム申請件数に制限なし(年間10回以上講習会を開催する場合はプロバイダ—登録が割安)
- *2:建築CPD運営会議(建築技術教育普及センター)との受講者情報共有制度の利用費
 - → 同運営会議の参加団体の相互認証プログラムの場合は、建築CPD運営会議・建築技術教育 普及センター名での「実績証明書」の発行が可能
- *3: 受講者(申請者)が所属する1法人20名まで同一料金

◆ 《参考-3》 電業協会向け講習会メニュー

○ 電設協が提供する下記の講習メニューを、CPD講習の学習プログラムとして、個別にCPD運営団体に申請し、認定されればCPD講習会として実施することができます。

平成24年度 講習会メニュー

人材委員会 教育研修小委員会

分類	区分	テーマ	テキスト(税込)	受講対象	時間・講師	講習内容
	環	ルギー・ 新エネル	関連官公庁・団体等の発行図書・資料 各メーカー等の技術資料等	技術職(設計職)	2~3時間 関連官公庁・団体等、 当協会(正・賛助)会 員会社より派遣	省エネルギー、新エネルギーの最新の動向について電気設備工事との関連について法規、技術等の面から解説する。また、電設工業展製品コンクールの入賞製品の中で省エネルギー性・環境性に優れたものについての説明を行う。
	 境 - -	明器具に	LED照明器具に 関する課題と施 工標準化検討報 告(書) 「H23.10/31発行 (実費)」	技術職(設計職)	2~3時間 1~2名 本会技術・安全委員 会等より講師を派遣	近年、LED照明器具は急速に市場が広がり、現在、関連規格等が徐々に整備されつつある現状である。これを踏まえ、LED照明器具の特徴、現状と問題点、関連法規・規格の紹介と、施工上の留意点等を解説する。
技術系等講習会	情報	(3)統合 ネット ワーク構 築の基礎	①LAN設計施工 マニュアル 改訂 新版 「H23.3/31第2刷 発行(¥3,990)」 ②何からはじめ る!?情報ネット ワーク作り ーネットワーク構 築の手引- 「H18.7/20発行 (¥2,625)」 ③オリジナル 料(コピー等)	技術職情報関連要員技術	3~4時間 1~2名 本会技術・安全委員 会等より講師を派遣	・ネットワーク構築の実務を行う際の具体的な注意点、留意点およびチェックポイントを解説する。 ・LANの構築から維持管理まで一連の業務の流れを解説する。 ・統合ネットワーク導入の前提となる各システムが共用するプラットフォームの概要、各システムの通信方法等の要点を解説する。
		(4)防災設備の設計・施工の実務	ご相談ください	技術職	3~4時間 1~2名 本会技術・安全委員 会より講師を派遣	防災設備の設置基準、施工方法について関連 法規(建築基準法、消防法等)に基づいて解説 する。
	災	(5)建築電 気設備の 耐震設 計・施工 マニュア ル	ご相談ください	技能職	3~4時間 1~2名 本会技術·安全委員 会より講師を派遣	建築電気設備における耐震設計と施工の要点について関連法規(建築基準法等)に基づいて解説する。

分類	区分	テーマ	テキスト(税込)	受講対象	時間・講師	講習内容
		備工事・	新編 電気設備 工事施工計画書 集成 改訂第3 版 「H23.11/15第2 刷発行(¥3,780)」	中級技術職	1~2名 本会技術·安全委員	工期や品質の確保の観点から着工前に施工計画書を作成し、施主に提出することが求められる。施工計画書の作成手順、盛り込むべき内容について解説する。
			電気設備工事費 の積算指針・ 2012年版	積算担当 者及び積 算業務の 初心者	会より講師を派遣 4時間	電気設備工事費の積算業務の基礎知識と積算 実務のポイントについて解説する。また、最新の 直接工事費(項目)についても平易に解説する。
			(労務費の標準 歩掛表収録) 「H24.2/20発行 (¥3,570)」		1~2名 本会技術・安全委員 会電気設備工事費積 算WGより講師派遣	
技			電気設備技術者 のための現場管 理技術-現場代 理人- 「H22.9/1第5刷 発行(¥3,150)」	中級技術職	3~4時間	現場代理人に必要な現場管理業務(工程管理・ 事務管理・原価管理・安全管理等)の概要について要点を解説する。
術	技				本会技術・安全委員 会より講師を派遣	
系等	術	(9)施工図 の見方・ 書き方	電気設備工事施 工図の書き方 (改訂2版)	初級技術職	3~4時間	建築の躯体図、仕上図や空調・衛生設備図の見 方について理解させ電気設備の施工図の見方 書き方のポイントについて解説する。
講習	技能		「H22.7/5発行 (¥6,510)」	初級技能職	1~2名 本会技術・安全委員 会より講師を派遣	
会		受変電設 備の計 画・設計・	高圧受変電設備 の計画・設計・施 エ(改訂第五版) 「H21.11/20第3	技術職	4~6時間 1~2名	高圧受変電設備の計画、設計、施工に必要な基本事項を最新の法規に基づいて解説する。
		施工	刷発行(¥3,570)」		本会技術・安全委員 会より講師を派遣	
		(11)最先 端の病院 設備に対 する電気 設備		技術職	3~4時間	医療技術の進歩に合わせて医療環境も変化している。これに対応して電気設備はどうあるべきかを(事例を踏まえて)解説する。
			「H16.2/20発行 (¥2,625)」		本会技術・安全委員 会より講師を派遣	
		(12)自主 検査と現 場試験	電気設備工事の 自主検査・現場 試験 (H19.6/22第3刷	技術職	3~4時間 本会技術·安全委員	電気工事の品質確保に不可欠な自主検査と現場試験の要点を解説する。
			(H19.0/22第3刷) 発行(¥3,990)CD 付」		会より講師を派遣	

分類	区分	テーマ	テキスト(税込)	受講対象	時間・講師	講 習 内 容
			電気設備工事届 出手続き実務 2003年版	技術職	2~3時間	電気設備工事の官公庁手続きの種類は多種多様であり、その届出時期も計画・着工・施工・竣工時など多種多様である。
			「H21.5/20第2刷 発行(¥4,095)」		本会技術・安全委員会より講師を派遣	これを踏まえ、現場管理業務の流れのなかで届 出時期までに必要な関係各所と打合せ調整や 届出書類を作成、届出についての実務を解説す る。
	技 術		集合住宅における雷サージ防護 システムの構築 実務	技術職	3~4時間	集合住宅における雷保護対策を取り上げ、200 5年版の内線規程に規定された雷保護装置の施 設に関する内容も含め、実務面から必要な事項 を図例とともに解説。
	· 技		「H17.8/10発行 (¥1,995)」		本会技術・安全委員会より講師を派遣	
技	能		電気設備設計技 術者のための建 築電気設備技術 計算ハンドブック 上・下巻	技術職	3~4時間	建築電気設備の設計・施工の実務に必要な電 気技術計算のポイントを平易に解説。(下巻を中心)
術系等			上巻「H23.2/1第 3刷発行 (¼0 075)। 下巻「H23.2/1第 3刷発行 (¥7,980)」		本会技術・安全委員会より講師を派遣	
講習	資	(16)電設 資材電子 カタログ	JECAMEC CD- R、パンフ	資材·積 算·技術者	約1時間	平成16年より公開している電子カタログの普及 促進のため、操作方法等についてパワーポイン ト等を用いて解説する。
会	材	(他講習 会と併 用)※			本会資材委員会より講師を派遣	
		(1)CM方	CM方式につい ての解説(コ ピー)	経営職	1~2時間 本会政策委員会より	CM方式活用ガイドライン(H14.2月・国土交通省) の解説を中心に、会員企業がどのように対応すべきかを解説する。
				工娰呂未戦	講師派遣	
	経営	(2)PFI方 式への対 応につい て	PFI方式につい ての解説	経営職	1~2時間	PFI関連法の解説を中心にPFI導入の現状、今後の見通し等について解説する。
	その		(コピー)	上級営業職	本会政策委員会より講師派遣	
	1	キュリ	情報セキュリティー <リスクと対策 > についての解説 (コピー)	経営職事務職	2~3時間 本会経営企画委員 会、電設ITWGより講 師派遣	会員企業より情報セキュリティに関する具体的な対応策の要望を受けて、その要点を具体的に解説する。

分類	区分	テーマ	テキスト(税込)	受講対象	時間・講師	講習内容
提携講習会	Market	(1)電設業 (建設業)	(財)建設業適正取引推進機構作成資料	経営職	2~3時間 (財)建設業適正取引推進機構の講師を派	建設業に係る取引に関する法令等について理解を促進するための解説をする。 受講料(テキスト・資料代) 1科目 受講者1人につき2,500円
		コンプラ イアンス (7)(株)建 設経営 サー建設 経営 経営 経営	別添資料			
企画講習会	その他				して、支部・都道府県協 €員会の了承を得たもの	3会が独自に企画する講習(研修)会で、講習(研)



一般社団法人 日 本 電 設 工 業 協 会

〒107-8381 東京都港区元赤坂1丁目7番8号

代	表	- 総	務	課	TEL	03-	-541	3-21	61	E-mail:webmaster@jeca.or.jp
経		理		課	TEL	03-	-541	3-21	62	
調	査	・技	術	課	TEL	03-	-541	3-21	63	
JEC	A FA	IR(電影	ま工業	(展	TEL	03-	-541	3-2	163	E-mail:info@jecafair.jp
電影	資	材電子	カタ	ログ	TEL	03-	-541	3-2	63	E-mail:jecamec@jeca.or.jp
[T	設排	支術』	担	当	TEL	03-	-541	3-2 1	64	E-mail:syuppan@jeca.or.jp
登	録扌	基幹	支能	者	TEL	03-	-541	3-2 1	65	E-mail:denkokikan@jeca.or.jp
 							•			

FAX 03-5413-2166 ホームページ URL: http://www.jeca.or.jp